

# 西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21  
〒861-2102 TEL(096)214-7101  
FAX(096)214-7102

## ヒントヒント

**石の目を** 「困難な仕事は、攻略できそうなポイントを見つけてからスタートする」。廣済堂新書刊「仕事が速い人の8つの習慣」税理士山本憲明著に、「石の目」を意識して仕事をする、とあります。硬い石はなかなか割れません。しかし、熟練工は、どこにノミを当てれば割れるかを知っており、簡単に割ることができます。割れやすいポイントや方向を「石の目」といいます。仕事をするときも、石の目を意識するかどうかで効率も正確性もスピードも、全く違ってきます。例えば、1年の集計で出納帳と実際とが合わない場合、1月から順を追わずに、まず6月末を確認し、合っていれば、後期9月末を確認する、といったやり方です。

## ヒントヒント

### 税務 ミニガイド

国税庁によると、平成28年分の相続税の課税割合（亡くなられた方のうち相続税の課税対象となった被相続人の割合）は8.1%となっています。

平成26年分の課税割合は4.4%でしたが、基礎控除額の削減等の改正により、平成27年分は8.0%と大幅に増加しています。



## 準確定申告の提出について

### □納税者が死亡したときの確定申告

年の中途で死亡した人が、その死亡した年分の所得税について確定申告をしなければならない人である場合や、確定申告をしなければならない人が、翌年の1月1日から3月15日（確定申告期限）までの間に確定申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人が確定申告をしなければならないこととされており、これを準確定申告といいます。

また、年の中途で死亡した人が、その死亡した年分の所得税について、還付を受けるための確定申告をすることができる人である場合や、還付を受けるための確定申告をすることができる人が、翌年の1月1日以後に還付を受けるための確定申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人が確定申告をすることができます。

### □準確定申告の申告期限と提出先等

準確定申告は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に行う必要があり、また、納税額がある場合には、納税をしなければなりません。

準確定申告書の提出は、被相続人の死亡当時の納税地の所轄税務署長となり、相続人の納税地の所轄税務署長ではありません。

なお、相続人が複数いる場合には、原則として、各相続人が連署により準確定申告書を提出することになります。

### □所得控除の適用

準確定申告における所得控除の適用については、次の点に注意する必要があります。

①医療費控除の対象は、死亡の日までに被相続人が支払った医療費となります。

死亡後に相続人が支払ったものを被相続人の準確定申告において医療費控除の対象に含めることはできません。

②社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除等の対象は、死亡の日までに被相続人



○4月10日は天皇陛下のご成婚の日です。「プリンスマロン」はこの年に登場したメロンです。では、「アンデスマロン」の名の由来ですが、アンデス地方には、こういうメロンはありません。この「アンデス」は「安心です」の略で、1977年に日本の種苗会社が開発した国産メロンです。簡単に栽培でき、安心して作れ、格安で安心して買えるというわけです。



が支払った保険料等の額となります。

③配偶者控除や扶養控除等の適用に際して、親族関係の判定や親族等の合計所得金額の見積もりについては、死亡の日の現況により行います。

### □申告書付表

準確定申告書を提出する際には、確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）を添付することになります。

申告書付表には、各相続人の氏名、住所、被相続人との続柄や各相続人の納税額・還付額などを記載します。

相続人が複数いる場合には、その中から死亡した人の国税に関する書類を代表して受領する人を指定することができますとされており、申告書付表は、相続人の代表者指定届出書を兼ねています。

なお、相続人が1人の場合には、申告書付表の提出を省略することができます。

### □個人番号の記入等

準確定申告書の提出の際には、全ての相続人の個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認書類の提示（添付）が必要ですが、死亡した人の個人番号（マイナンバー）の記入は必要ありません。

## 軽減税率対策補助金の申請期限

2019年10月から実施予定の消費税の軽減税率（消費税率10%への引き上げの時に、飲食料品等に係る消費税率を8%に据え置く）導入への対応を支援する軽減税率対策補助金の申請期限等について整理してみます。

### (1)補助金の類型

中小企業等がレジなどを改修等する費用を補助する中小企業庁の補助金は、大きく次のパターンに分類されます。

**①A型** 複数税率等に対応したレジの導入等を行うパターン

**②B-1型** 受発注システムを改修するパターン

**③B-2型** 受発注システムを自ら導入するパターン

### (2)留意点

軽減税率対策補助金の申請期限と、レジ導入等の完了期限とは違いますので、特段の注意が必要となります。これを、上記の類型別に整理すると次のようにになります。

**A型とB-2型** この二つのパターンは、申請は事後申請となり、2019年9月30日までに導入と支払いは完了させ、同年12月16日までに申請が必要となります。

**B-1型** このパターンは、ちょっと厄介です。受発注システムの改修等を指定事業者に発注するためです。まず、指定事業者による事前の代理申請となります。その後、システムの改修等が完了した後の完了報告が必要となります。このパターンの場合は、いわば事前の申請で、その期限は2019年6月28日となりますので注意が必要です。さらに、システムの改修等と支払いの完了は同年9月30日までとなり、改修等の完了報告は同年12月16日までとなっています。

申請期限、事業完了期限、さらには完了報告期限（B-1型）の各々の期限をにらみながら余裕をもって準備したいものです。

## ナマの税務相談室

**Q** 私の友人の父が昨年暮れに亡くなりました。その申告問題についてですが、悩ましい問題ですのでお伺いしました。

**A** さて、どんな問題でしょう。ざっくりばらんにお話し下さい。

**Q** 有難うございます。昔からの友人で、何でも話し合える貴重な友人です。友人には母がご存命で、兄弟は兄、次男の友人、長女の三人です。母が病弱で父の介護はこの5年近く友人がずっと携わってきました。父には都内に自己保有の土地の上に5階建てのビルがあり、4階と5階は自分の住居とし、3階から下は賃貸しています。ただ、5年前から身体が不自由になり、S県の介護施設でお世話になっていました。

今回ご相談したいのは、父と兄との人間関係です。

実は、生前父が保持していた事業会社を、父

## 争族ならぬ事前対策

の充分の承諾なしに、兄が自分の会社にしてしまったことです。怒り心頭の父は兄を勘当にしてしまいました。

以来、父が施設に入ってからも死亡時までお見舞い一切なしに終わりました。

このような背景での今回の相続税申告事態を迎え、友人は母の配偶者軽減措置を生かして、すべての財産を母親に相続させ、税金ゼロで申告したいと言っています。ただ、母親にも不動産や現預金がありますので、その辺をどのように考えるかというご相談です。

**A** 大体分かりました。この事案の考え方は、近視眼的に処理するか、お母さまが亡くなられた後も考慮に入れて長期的視野で処理するかの選択があります。

その前に、兄弟間の意思の疎通が一番大切なことだと思いますので、その問題が解決したらもう一度お見えになることをお勧めします。

## ナマの税務相談室

## 公表仮想通貨取扱いと

### 仮想通貨分割・仮想通貨FX

**以**前は、仮想通貨は金と同じモノ扱いで、消費税では課税取引の対象でした。平成26年の資金決済法の改正、翌年4月施行で、仮想通貨が法定通貨とされ、仮想通貨取引所などは金融庁への登録が義務づけられ、一方、兼業禁止のルールにより法定通貨と金融商品以外は扱えない銀行や証券会社などの金融機関も、仮想通貨を扱えるようになりました。また、消費税においても、昨年7月からは、現金や小切手に類する支払手段の仲間に含められることとされました。

**国**税庁は、昨年12月に、所得税に係る仮想通貨の取扱いを公表しました。基本的には、ドルと円との関係の

場合の為替差損益の取扱いと同じですが、仮想通貨の分割（岐）とか、仮想通貨FXとかのところでは、独特の扱いになっています。

**仮**想通貨の分割が起きると旧通貨保有者には分割後の新通貨も同量提供されます。が、旧通貨の取得価額はそのままで、取得時点では所得は生じず、新たな仮想通貨の取得価額は、0円とすることとされています。

**外**國為替証拠金FX取引は、仮想通貨の場合にも行われていますが、租税特別措置法のFX取引を申告分離課税の対象とする規定の部分では、これに仮想通貨のFX取引を含むこととする改正がなされておらず、仮想通貨FXは原

則雑所得での総合課税と明示されています。

**租**税特別措置法上、先物取引にかかる雑所得等の課税の特例（申告分離課税）の対象は、金融商品取引法等に基づき行われる①商品先物取引等、②金融商品先物取引等、③カバードワラントの取引等とされており、仮想通貨の証拠金取引は、これらのいずれかの取引にも含まれるものとされていないからです。

**ま**た、所得税のこの取扱い公表情報では、年末保有の仮想通貨の時価評価について特に触れていませんが、企業会計基準委員会は、「期末における仮想通貨の評価に関する会計処理」を公表し、活発な仮想通貨市場が存在する場合には、その市場価格による為替差損益処理をするものとしています。法人税においては、これが公正会計慣行と扱われることになりそうです。

いかなる時でも、  
お辞儀はし足りないよりも、  
しおりたほうがいい。

(トルストイ)



古来、「柳は緑、花は紅」と言いますが、平安京の春の景色は、柳と桜との色彩の対照が美しかったようです。「見渡せば柳桜をこきませて都ぞ春の錦なりける 素性法師」。菜根譚に、「花の見頃は自分が最高」とあります。春爛漫の4月です。官公署も、学校等も、新事業年度に入ります。

### 4月の税務メモ

#### (国 税)

- 3月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間（予定）申告

#### (地方税)

- |                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 10日                               | ○3月分個人住民税特別徴収分の納付  |
| 16日<br>5月1日<br>〃<br>(地方条例)<br>による | <ul style="list-style-type: none"> <li>○給与支払報告に係る異動の届出</li> <li>○2月決算法人の確定申告</li> <li>○8月決算法人の中間（予定）申告</li> <li>○非課税法人の住民税均等割の申告</li> <li>○軽自動車税の納付</li> <li>○固定資産税、都市計画税の納付</li> <li>○固定資産税課税台帳の縦覧期間（1日から）</li> </ul> |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。